

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 建築物の敷地及び構造（第5条—<u>第10条</u>）</p> <p>第4章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（居室を3階に有する建築物の構造）</p> <p><b>第8条</b> 居室を3階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第1項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令<u>第129条第1項第2号</u>に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、1階の部分の主要構造部を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>（がけ付近の建築物）</p> <p><b>第10条</b>（略）</p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 建築物の敷地及び構造（第5条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第4章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（居室を3階に有する建築物の構造）</p> <p><b>第8条</b> 居室を3階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第1項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令<u>第128条の5第1項第2号</u>に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、1階の部分の主要構造部を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>（がけ付近の建築物）</p> <p><b>第10条</b>（略）</p> <p>（<u>構造耐力</u>）</p> <p><b>第10条の2</b> 建築物は、地震に対して安全な構造のものとして、建築物の各部分の耐力、変形限度等について知事が定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する建築物に準ずるものについ</u></p> |

## 第4章 特殊建築物

### 第1節 通則

(適用範囲)

#### 第11条 (略)

(内装の制限)

**第28条** 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(1)～(3) (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

**第50条** 第5条、第7条第1項、第13条、第48条及び第49条の2の規定は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

**第51条** 第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条から第10条まで、第12条第1項若しくは第2項（第49条の2において準用する場合を含む。）、第13条（第49条の2において準用する場合を含む。）、第15条から第18条まで、第19条第1項、第20条から第35条まで、第37条から第45条まで、第47条（第49条の2において準用する場合を含む。）又は第48条（第49条の2において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、

て、知事が安全上支障がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

## 第4章 特殊建築物

### 第1節 通則

(適用範囲)

#### 第11条 (略)

(内装の制限)

**第28条** 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(1)～(3) (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

**第50条** 第5条、第7条第1項、第10条の2、第13条、第48条及び第49条の2の規定は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

**第51条** 第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条から第10条まで、第12条第1項若しくは第2項（第49条の2において準用する場合を含む。）、第13条（第49条の2において準用する場合を含む。）、第15条から第18条まで、第19条第1項、第20条から第35条まで、第37条から第45条まで、第47条（第49条の2において準用する場合を含む。）又は第48条（第49条の2において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、

工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 (略)

工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。））においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第28条の改正は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。